

平成23年7月 4日制定 (国空用第3号)
平成27年9月16日一部改正 (国空安保第406号)
平成29年5月 1日一部改正 (国空安企第23号)

国土交通省 航空局
安全部 安全企画課長

鳥衝突情報共有サイト利用要領

1. 目的

この要領は、国土交通省航空局に設置された鳥衝突情報共有サイト（以下「サイト」という。）にインターネットを通じて接続し、鳥衝突報告又は鳥衝突データベースの閲覧等を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「サイト利用者端末」とは、サイト利用者がインターネットを通じてサイトに接続できる電気通信設備をいう。
- (2) 「ユーザー名」とは、サイト利用者ごと別紙に定める固定の識別符号をいう。
- (3) 「パスワード」とは、ユーザー名とともにログイン認証に使用するため、サイト利用者ごとに付した可変の符号をいう。
- (4) 「不正アクセス」とは、サイトの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。

3. サイト利用者

本サイトを利用できる者は、8. によりユーザー登録した運航者又は機長（以下「運航者等」という。）、空港管理者並びに鳥衝突防止対策のためサイト運営者が適当と認めた者とする。

4. サイト運営者

本サイトは国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 空港安全室が運営する。

5. 利用上の制限

サイト利用者は、本サイトにより得られた情報を鳥衝突防止対策以外の目的に使用してはならない。

サイト運営者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、サイト利用者に通知せずユーザー登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスがあるおそれがある場合
- (2) その他、本要領に違反した場合

6. サイト構成

サイト構成は以下のとおりとする。

なお、鳥衝突データベースの修正、検索、並びにCSVファイル出力は、個人情報又はサイト利用者情報保護の観点により、サイト利用者を限定した機能が含まれる。

(1) トップページ (Top)

サイト目的、利用案内、顕著な衝突事例及びサイト更新情報等の案内

(2) ニュース (News)

鳥衝突防止対策検討会、航空局及び各空港の取り組み、並びにサイト運営等の掲載

(3) 鳥衝突報告 (Report)

「鳥衝突報告要領（平成21年7月14日制定、国空用第91号）」に基づく鳥衝突又は鳥とのニアミスがあった場合の運航者等による報告

(4) 鳥衝突データベース (Database)

鳥衝突データベースの修正、検索、並びにCSVファイル出力。

(5) 統計 (Statics)

鳥衝突に関する各種統計の共有

(6) 技術資料 (Documentations)

鳥衝突防止対策に関する資料等の共有

7. サイトへの接続

サイト利用者は、自己の負担によってサイト利用者端末を用意するとともに、インターネットプロバイダーを利用して、サイト（URL：<https://bird.cab.mlit.go.jp>）に接続すること。

なお、サイトへの接続等により、サイト利用者端末にいかなる不具合が生じた場合であっても、サイト管理者はその責を負わないものとする。

8. ユーザー登録

(1) サイト利用者はサイトに接続した際のウェブ画面上の「新規登録機能」により、以下の必要事項を入力し、免責事項に同意した上で送信し、ログインに必要なユーザー名及びパスワードの指定を受けなければならない。

- ① ユーザー名【必須】※2. (2) 及び別紙による。
- ② メールアドレス【必須】
- ③ メールアドレスの公開（任意チェック）
- ④ ホームページ（任意）
- ⑤ タイムゾーン（固定）※初期値は（GMT+9:00）
- ⑥ パスワード【必須】※第三者が容易に類推できないこと。
- ⑦ パスワード確認【必須】
- ⑧ 当サイトの新着情報などをメールで受け取る（任意チェック）
- ⑨ 免責への同意【必須】

(2) サイト利用者は、サイト運営者が指定したユーザー名及びパスワードを厳格に管理するとともに、パスワード変更設定などにより、外部への漏洩防止に努めるものとする。

なお、パスワードを亡失した場合は、速やかにサイト運営者へ初期パスワード

の再指定を申し出るものとする。

- (3) サイト利用者は、ユーザー登録した内容に変更があった場合、又はサイト利用を廃止しようとする場合は、サイト運営者あて遅滞なくその旨申し出なければならない。

9. セキュリティ要件の遵守

サイト利用者は、以下のセキュリティ要件を遵守すること。

- (1) サイト利用者端末には、コンピューターウイルス対策ソフトをインストールし、最新の状態に維持するとともに外部記憶媒体（CD、DVD、USBメモリ等を使用する場合には、当該記憶媒体がコンピューターウイルスに感染していないことを確認したうえで使用する等、コンピューターウイルスの感染防止に留意すること。
- (2) 鳥衝突報告の際に電子ファイルを添付する場合には、事前に当該電子ファイルにコンピューターウイルスの感染がないことを確認すること。

10. 提供中止

- (1) サイトに係る設備の保守又は工事上やむを得ない場合、サイト運営者はサイトの提供を中止することができる。
- (2) サイト運営者は、前項の規定によりサイトの提供を中止しようとする場合、予めその旨をサイト利用者に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

11. 問い合わせ先

国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 空港安全室

電話：03-5253-8111（代表）（内線49556）

E-mail: jcab-birdrep@milit.go.jp

附則（平成23年7月4日、国空用第3号）

1. 本要領は、平成23年7月28日より適用する。

（経過措置）

2. 本要領の適用日前に登録されたユーザー名及びパスワードについては、本要領8.に基づきユーザー登録されたものとみなす。

附則（平成27年9月16日、国空安保第406号）

本改正要領は、平成27年11月12日より適用する。

附則（平成29年5月1日、国空安企第23号）

本改正要領は、平成29年5月1日より適用する。

(別紙)

鳥衝突情報共有サイト登録ユーザー名

(1) 運航者等

- ① 運航者略号(※)が指定された運航者等の場合
当該運航者略号+任意の数字2桁
- ② 上記以外の運航者等の場合
当該航空機の国籍記号及び登録記号

※運航者略号とは、ICAO運航者名電話略号(ICAO DESIGNATORS FOR AIRCRAFT OPERATING AGENCIES, AERONAUTICAL AUTHORITIES AND SERVICES(DOC8585)に定める電話略号)、またはAIP ENR1.10「別表1：運航者略号」に定める運航者略号をいう。

(2) 空港管理者

- ① ICAO4文字地点略号が指定された空港の場合
その所在地を示すICAO4文字地点略号+任意の数字2桁
- ② 上記以外の空港等の場合
当該空港等を識別できる名称+任意の数字2桁

(3) (1) 及び (2) 以外の者

サイト運営者が指定するユーザー名